

機械器具 25 医療用鏡
一般医療機器 内視鏡固定具 (37090030)

ロックアーム F-5F

【警告】

＜使用方法＞

1. 本品及び併用医療機器の添付文書を必ず読むこと。
2. 本品は未滅菌で販売されている。必ず滅菌又は滅菌ドレープをしてから使用すること。時間や温度等の適正な条件については、【操作方法又は使用方法】及び滅菌器メーカーの添付文書に従うこと。
3. 使用前に破損等異常の有無を確認すること。磨耗、劣化、腐食、変形、孔食、その他の損傷がある機器は使用しないこと。
4. 使用前に接続部が正しく接続されていることを確認すること。
5. 本品の性能を最適に保つため、年に 1 回は製造元による調整を行うことを推奨している。【保守点検および定期点検に関する事項】8.5 点検項目を参照すること。

【禁忌・禁止】

1. 本製品は【使用目的】に記載した目的以外に使用しないこと。
2. 購入後の本品への二次的加工は行わないこと。
3. 塩酸、硫酸、硝酸等の鉱酸および研磨剤の使用禁止

【形状・構造及び原理等】

＜形状・構造等＞

固定器本体 F-5F

フットスイッチ



F-5F オプション：

F-5FS（ベッドに対して左右回転型）、
F-5FB（ベッドに対して前回転型）、F-5FW（ベッドに対して左右・前回転型）、F-5FP（アーム部ボール付）、
F-5FPS（アーム部ボール付・ベッドに対して左右回転型）
F-5FPB（アーム部ボール付・ベッドに対して前回転型）、
F-5FPW（アーム部ボール付・ベッドに対して左右・前回転型）

1. 外形寸法：固定器 W64 X D64 X H250mm
フットスイッチ W100×D150×H60mm

＜ホルダーアタッチメント＞

硬性鏡外筒把持用	硬性鏡本体把持用	鉗子把持用
HM1050-05	HM1012	SM305
HM1050-10	HM1430	SM310
HM1030	HM3242、3242N	HM0305
HM1020	HM0821、1525	マルチ用 MH0610
HM3510LS	デジカメ用 DM1000	腸ヘラ用 IS1000

＜ボールジョイントアタッチメント＞

BJ

＜原理＞

本製品は、外部から供給される圧縮空気又は窒素ガスを F-5F 本体に送気すると、これらのガスが供給源となり、本体内部に存在するシリンダを動かすことができる。シリンダが動くことによりシリンダに接続されているワイヤーが引っ張られ固定される。ワイヤーはアームの内部に繋がっている為アームも任意の位置で固定されることとなる。外部からの圧縮空気又は窒素ガスの送気を停止すると、固定状態が解除されアームは自由に動かすことができる。

【使用目的、効能又は効果】

本製品は手術時に腹腔鏡、又は各種内視鏡、処置具等を意図する位置に保持又は調整することを目的とする。

【使用方法等】

＜使用方法＞

1. 使用前に汚れ、傷、曲がり等の損傷がないか、また可動部の動きに異常がないか確認する。ホルダーアタッチメントは予め滅菌しておくこと。
2. 滅菌ドレープをアームに被せた後、使用する処置具に応じたホルダーアタッチメントをアーム先端に取り付ける。
3. フットスイッチを本品及び医療用ガス配管等に接続する。
4. フットスイッチの操作により、アームの固定位置を調整する。
5. 使用後は、処置具を取り外した後、医療用ガス配管等の元栓を閉めて、パイピング側チューブを外す。
6. 2～3 回フットスイッチの ON/OFF の繰り返しを行い、アームが柔らかくなってから、F-5F 本体側チューブを外す。
7. 本品を取り外し、本品の清拭及びホルダーアタッチメントの滅菌を行う。

＜推奨滅菌方法・条件＞

高圧蒸気滅菌 132℃ 5 分間
(ホルダーアタッチメントのみ滅菌可能)

【使用上の注意】

1. 使用前には必ず始業前点検を実施し、異常が認められた場合は直ちに使用を中止すること。
2. 添付文書、取扱説明書および「医用電気機器の使用上の注意事項」（取扱説明書に記載）を必ず参照のこと。

関連する取扱説明書を必ずご参照ください。

3. 熟練した者以外は本品を使用しないこと。
- 4 薬剤やその他の液体及びほこり等を、本体内部に進入させないように用いること。

【保管方法及び使用期間等】

1. 水濡れに注意し、高温・多湿・直射日光を避け保管すること。
2. 振動、塵埃、腐食性ガスなどの多い場所や、化学薬品によるガスの発生する場所に保管しないこと。

＜使用耐用期間＞

指定の保守、点検並びに消耗品の交換を実施した場合の耐用期間は約7年〔自己認証（当社データ）による〕

【保守・点検に係る事項】

（保守・点検）

1. 使用後、血液・体液・組織・薬品等が付着した場合は、直ちに消毒用アルコール等で清拭除去し、必要な処置を行うこと。
2. 始業点検並びに定期点検を必ず行い、正常かつ安全な作動を確認すること。始業点検で異常が認められた場合は、直ちに使用を中止し、購入先まで連絡すること。

＜使用者による保守点検事項＞

点検項目	点検頻度	点検内容（概略）
始業点検	使用前に 毎回実施	・本体とチューブに破損が無いか確認。 ・エア漏れの有無。 ・固定器の保持力の確認。

＜業者による保守点検事項＞

点検項目	点検頻度	点検内容（概略）
定期点検	1年に1回	工具と測定器を用いた点検、調整。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者：株式会社システム・ジェーピー
〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町 1025-1
Tel053-545-4700 Fax053-545-4701
製造業者：株式会社システム・ジェーピー

関連する取扱説明書を必ずご参照ください。